

提案第41号

合併協定項目30 高齢者福祉事業の取扱いについて

合併協定項目30 高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 5 月 15 日
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

高齢者福祉事業の取扱いについて

- 1 老人保健福祉計画については、合併までに調整する。
- 2 高齢者家族介護支援事業については、合併までに調整する。
- 3 ねたきり老人等出張理・美容サービス事業については、始良町の例により新市に引き継ぐ。
- 4 介護保険利用者負担対策事業については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。
- 5 ホームヘルプ事業については、合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 6 配食サービス事業については、合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 7 高齢者入浴券及びはり・きゅう券助成事業については、合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 8 生活管理指導短期宿泊事業については、合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 9 老人日常生活用具給付等事業については、新市に引き継ぐ。ただし、老人用電話の新規貸与は行わない。
- 10 老人福祉バスについては、合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 11 老人福祉車助成事業については、始良町の例により新市に引き継ぐ。
- 12 高齢者福祉住宅管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 13 敬老金支給事業については、合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 14 金婚式については、合併までに調整する。